

感 発 1129 第 1 号
令 和 6 年 11 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感 染 症 対 策 部 長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について（施行通知）

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第156号）が別添のとおり公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者へ周知いただくとともに、その適切な運用にご配慮願います。なお、感染症の発生状況及び動向の把握に関する事項については、別途通知する予定である。

記

1 改正の趣旨

第70回厚生科学審議会感染症部会（令和5年1月27日）において、将来的なパンデミックに備えたサーベイランスのあり方について指摘があり、検討を行った結果、第85回厚生科学審議会感染症部会（令和6年5月27日）等の検討も踏まえ、急性呼吸器感染症を一体的に把握できる体制を整備する方針が了承された。

当該検討結果も踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第6項第9号に規定する厚生労働省令で定める五類感染症として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 1 条に急性呼吸器感染症を追加し、指定届出機関（法第 14 条第 2 項に規定する指定届出機関をいう。）の管理者による発生の届出及び指定届出機関（法第 14 条の 2 第 2 項に規定する指定届出機関をいう。）の管理者による検体等の提出の対象とすることとする。

2 改正の概要

- 急性呼吸器感染症（既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症（※）については、重複となるため除く。）を五類感染症に追加する。
 - ※ 既に五類感染症として位置づけられている呼吸器感染症
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎
- 特定感染症予防指針を策定する感染症に、現在対象とされていない急性呼吸器感染症を追加する。
- 指定届出機関（法第 14 条第 2 項に規定する指定届出機関であって、診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所に限る。）の管理者による発生の届出の対象となる五類感染症に、それぞれ現在対象とされていない急性呼吸器感染症（法 12 条に基づく医師による発生の届出の対象となっているものを除く。）を加える。
- 指定提出機関（法第 14 条の 2 第 2 項に規定する指定届出機関をいう。）の管理者による検体等の提出の対象となる五類感染症に、それぞれ現在対象とされていない急性呼吸器感染症を加える。
- その他所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 7 日

4 留意事項

今後、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）等の改正を予定しているので、当該通知についても適切に確認いただきたい。